

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成23年7月28日(2011.7.28)

【公表番号】特表2011-500696(P2011-500696A)

【公表日】平成23年1月6日(2011.1.6)

【年通号数】公開・登録公報2011-001

【出願番号】特願2010-530052(P2010-530052)

【国際特許分類】

C 07 D 207/14	(2006.01)
C 07 D 401/14	(2006.01)
C 07 D 403/14	(2006.01)
C 07 D 405/14	(2006.01)
C 07 D 409/14	(2006.01)
C 07 D 417/14	(2006.01)
C 07 D 207/16	(2006.01)
C 07 D 207/27	(2006.01)
C 07 D 413/14	(2006.01)
C 07 D 471/04	(2006.01)
C 07 D 513/04	(2006.01)
A 61 K 31/4025	(2006.01)
A 61 K 31/4439	(2006.01)
A 61 K 31/5513	(2006.01)
A 61 K 31/437	(2006.01)
A 61 K 31/4155	(2006.01)
A 61 K 31/405	(2006.01)
A 61 K 31/4178	(2006.01)
A 61 K 31/416	(2006.01)
A 61 K 31/4184	(2006.01)
A 61 K 31/506	(2006.01)
A 61 K 31/429	(2006.01)
A 61 K 31/4196	(2006.01)
A 61 K 31/454	(2006.01)
A 61 K 31/5377	(2006.01)
A 61 K 31/4709	(2006.01)
A 61 K 31/422	(2006.01)
A 61 K 31/4192	(2006.01)
A 61 P 43/00	(2006.01)
A 61 P 25/24	(2006.01)
A 61 P 25/28	(2006.01)
A 61 P 25/00	(2006.01)
A 61 P 25/20	(2006.01)
A 61 P 21/00	(2006.01)
A 61 P 25/14	(2006.01)
A 61 P 25/08	(2006.01)
A 61 P 25/04	(2006.01)

【F I】

C 07 D 207/14	C S P
C 07 D 401/14	
C 07 D 403/14	

C 0 7 D 405/14
C 0 7 D 409/14
C 0 7 D 417/14
C 0 7 D 207/16
C 0 7 D 207/27 Z
C 0 7 D 413/14
C 0 7 D 471/04 1 0 8 E
C 0 7 D 471/04 1 1 4 A
C 0 7 D 471/04 1 0 8 A
C 0 7 D 471/04 1 1 3
C 0 7 D 513/04 3 3 8
A 6 1 K 31/4025
A 6 1 K 31/4439
A 6 1 K 31/5513
A 6 1 K 31/437
A 6 1 K 31/4155
A 6 1 K 31/405
A 6 1 K 31/4178
A 6 1 K 31/416
A 6 1 K 31/4184
A 6 1 K 31/506
A 6 1 K 31/429
A 6 1 K 31/4196
A 6 1 K 31/454
A 6 1 K 31/5377
A 6 1 K 31/4709
A 6 1 K 31/422
A 6 1 K 31/4192
A 6 1 P 43/00 1 1 1
A 6 1 P 25/24
A 6 1 P 25/28
A 6 1 P 25/00
A 6 1 P 25/20
A 6 1 P 21/00
A 6 1 P 25/14
A 6 1 P 25/08
A 6 1 P 25/04

【手続補正書】

【提出日】平成23年6月8日(2011.6.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

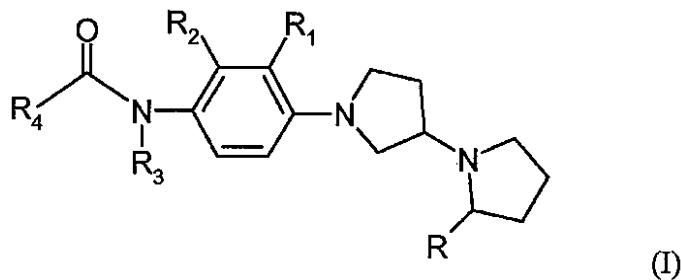
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

式(Ⅰ)：

【化1】



〔式中、

R、R₁、R₂及びR₃は、同一又は異なり、そして互いに独立して水素、(C₁ - C₄)アルキル又はC₆F₅から選ばれ；

R₄は、ジメチルアミノメチル、メタンスルホニルメチル、フェノキシメチル、ビニルベンゼン、エチニルベンゼン、ビニルピリジン、フェニル、ベンゾフラニル、ジヒドロベンゾフラニル、オキソ-テトラヒドロ-ベンゾフラニル、ベンゾジオキソリル、オキソ-クロメニル、ジヒドロベンゾ-ジオキシニル、ジオキソ-テトラヒドロ-1H-ベンゾ[e]ジアゼピニル、イミダゾピリジニル、ベンゾトリアゾリル、ベンゾイミダゾリル、オキソ-ジヒドロ-ベンゾイミダゾリル、インドリル、インダゾリル、ナフチリジニル、キノリニル、ベンゾイミダゾチアゾリル、ピリジニル、ピリミジニル、ピロリル、トリアゾリル、チエニル、チアゾリル、テトラヒドロフラニル又はピロリジニルからなる群より選ばれ；ここにおいて、該R₄は、場合によりハロゲン、ヒドロキシ、メチル、エチル、イソプロピル、プロポキシエチル、フェニル、ベンゾイル、メトキシ、ジフルオロメトキシ、C₆F₅、CN、アセチル、メタンスルホニル、スルファモイル、ジメチルアミノ、N-ホルミル-メチルアミノ、2-ヒドロキシエチルアミノ、2-メトキシエチルアミド、ベンジルオキシメチル、カルボキシフェノキシ、ピラゾリル、3,5-ジメチル-ピラゾリル、イミダゾリル、トリアゾリル、オキサゾリル、ピリジニル、オキソ-ジヒドロ-ピリジニル、ピリミジニル-メチルアミノ、N-アセチル-ピペリジニル、モルホリニル、モルホリニルメチル又は2-オキソ-ピロリジニルから選ばれる置換基で1回又はそれ以上置換される】

の化合物、又はその塩、又はそのエナンチオマー若しくはジアステレオマー。

【請求項2】

Rがメチルであり；R₁及びR₂がそれぞれ独立して水素、メチル又はC₆F₅であり；

R₃が水素であり、そして

R₄がフェニル、又はフッ素、塩素、メチル、イソプロピル、プロポキシエチル、C₆F₅、CN、メトキシ、ジフルオロメトキシ、メタンスルホニル、スルファモイル、ジメチルアミノ、N-ホルミル-メチルアミノ、カルボキシフェノキシ、オキソ-ジヒドロ-ピリジニル、ピリミジニル-メチルアミノ、ピラゾリル、3,5-ジメチルピラゾリル、イミダゾリル、トリアゾリル、オキサゾリル、N-アセチル-ピペリジニル、モルホリニルメチル若しくは2-オキソ-ピロリジニルから選ばれる1つ若しくはそれ以上の基で置換されたフェニルであり；又は

R₄がベンゾフラニル、ジヒドロ-ベンゾフラニル、オキソ-テトラヒドロ-ベンゾフラニル、ベンゾジオキソリル、ジヒドロベンゾ-ジオキシニル、ジオキソ-テトラヒドロ-1H-ベンゾ[e]ジアゼピニル又はオキソ-クロメニルから選ばれ、それは場合により塩素、メチル又はメトキシで1回又はそれ以上置換され；又は

R₄がジメチルアミノメチル、メタンスルホニルメチル、フェノキシメチル、ビニルベンゼン、エチニルベンゼン又はビニルピリジンから選ばれ、それは場合によりフッ素で1回又はそれ以上置換され；又は

R₄がピリジニル又はピリミジニルであり、それは場合により塩素、メチル、2-ヒドロキシエチルアミノ、2-メトキシエチルアミド、ベンジルオキシメチル又はモルホリニルで1回又はそれ以上置換され；又は

R_4 がイミダゾピリジニル、ベンゾトリアゾリル、ベンゾイミダゾリル、オキソ-ジヒドロ-ベンゾイミダゾリル、インドリル、インダゾリル、ナフチリジニル、キノリニル又はベンゾイミダゾチアゾリルから選ばれ、それは場合によりフッ素、塩素、ヒドロキシ、メチル、イソプロピル、メトキシ又はピリジニルで 1 回又はそれ以上置換され；又は

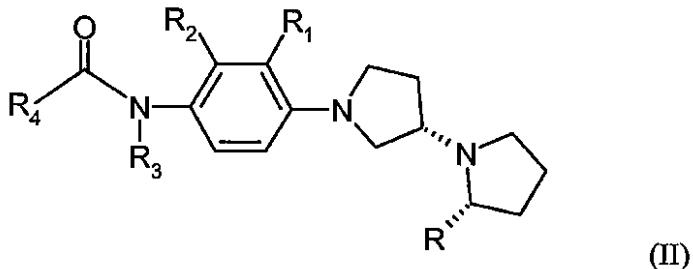
R_4 がピロリル、トリアゾリル、チエニル又はチアゾリルから選ばれ、それは場合によりメチル、フェニル、ベンゾイル又はピリジニルで 1 回又はそれ以上置換され；又は

R_4 がテトラヒドロフラニル又はピロリジニルから選ばれ、それは場合によりアセチルで 1 回又はそれ以上置換される、請求項 1 に記載の化合物。

【請求項 3】

式 (II) :

【化 2】



(式中、 R 、 R_1 、 R_2 、 R_3 及び R_4 は、請求項 1 に定義された通りである) を有している請求項 1 に記載の化合物。

【請求項 4】

請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載の式 (I) の化合物、又はその薬学的に許容しうる塩、又はそのエナンチオマー若しくはジアステレオマーを、少なくとも 1 つの薬学的に許容しうる賦形剤、希釈剤又は担体と組み合わせて含む薬学的組成物。

【請求項 5】

睡眠関連障害、認知症、アルツハイマー病、多発性硬化症、認知障害、注意欠如多動性障害及びうつ病からなる群より選ばれる疾患を治療する薬学的組成物を製造するために場合により薬学的に許容しうる担体と組み合わせた請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載の式 (I) の化合物の使用。

【請求項 6】

睡眠障害がナルコレプシー、概日リズム睡眠障害、閉塞性睡眠時無呼吸、周期性四肢運動及びレストレスレッグ症候群、過度の眠気、並びに投薬副作用による嗜眠状態からなる群より選ばれる、請求項 5 に記載の使用。

【請求項 7】

疾患が認知障害である、請求項 5 に記載の使用。

【請求項 8】

疾患がアルツハイマー病である、請求項 5 に記載の使用。

【請求項 9】

疾患がうつ病である、請求項 5 による使用。

【請求項 10】

疾患が認知症である、請求項 5 に記載の使用。